

原議保存期間	5年（令和9年3月31日まで）
有効期間	一種（令和9年3月31日まで）

警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察（方面）本部長  
（参考送付先）  
警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第53号  
令和4年3月3日  
警察庁生活安全局保安課長

### 猟銃等射撃指導員に対する指導・監督について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の3第1項の規定による猟銃等射撃指導員については、射撃指導を通じて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）の事故防止を図るという重要な役割が期待されており、他方で、指定射撃場等において射撃指導を行うために指導を受ける者の猟銃等を所持することができるほか、猟銃等講習会及び技能講習の受講が免除されるなど特別の取扱いが認められているものである。

猟銃等射撃指導員の指定に当たっては、各都道府県公安委員会において、相当な知識を有し、かつ、射撃について相当に習熟している者であることを確認した上で指定を行っているところ、これらの知識・技能を維持するためには日頃の研さんが不可欠であり、指定後の研さんが不十分な場合には、時間の経過とともに、その適格性が失われることが懸念されるところである。

このため、各都道府県公安委員会にあつては、それぞれの実情に応じて、以下の施策を執ることとされたい。

なお、本通達による運用は令和4年3月15日から実施することとし、「射撃指導員に対する指導・監督について（通達）」（平成31年4月1日付け警察庁丁保発第69号）は、その実施をもって廃止する。

### 記

#### 1 猟銃等射撃指導員の指導・監督のための施策

- (1) 一定期間ごとに射撃指導や各種講習会での講義など猟銃等射撃指導員としての実績を報告させるなどにより、当該猟銃等射撃指導員が知識・技能を維持していることを確認すること。
- (2) 猟銃等射撃指導員としての実績が低調であり、知識・技能が指定の基準に適合しないおそれが認められる者については、必要に応じ、考査に準じた試験や射撃技能の確認を行うなどにより、猟銃等射撃指導員としての適格性の有無を確認すること。
- (3) 猟銃等射撃指導員が所属する射撃関係団体に対し、猟銃等射撃指導員として必要な最新の知識の習得と社会的責任の再確認を目的とした研修会等の開催を働きかけること。

## 2 留意事項

上記の施策を行った結果、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第4号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第42条第1項各号に掲げられた基準に照らし、猟銃等射撃指導員としての適格性が明らかに欠けていると認められる者に対しては、射撃指導員指定書の自主的な返納を求めたり、指定の解除の手續を執ったりすることにより、適格性を失った者が猟銃等射撃指導員の指定を受け続けることのないよう留意すること。